

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	(第2回)
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	神戸市 28100
地域名 (地域内農業集落名)	長尾町上上津地区 (上上津集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	52.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 (大字上津全体)	70.6 ha
② 田の面積	50.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	40.3 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

上上津集落は長尾町の北部に位置し、集落を東西に市道上津谷線走っている。農家世帯は48戸で、水田農業を中心とした農業が営まれているおり、酒米「山田錦」、うるち米「キヌヒカリ、コシヒカリ」、「大豆」、「南瓜」、「西瓜」等がある。圃場整備済農地において荒廃地はないものの、谷間の未整備農地においては一部原野化しているところもある。近年、地区内農業者の高齢化及び後継者不足により、担い手の確保、地域農業の活性化が望まれる。また、鳥獣害による農作物被害があるため、対策に取り組む必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

本計画において、株式会社こうべファームを本集落の中心的な担い手と位置づける。化学肥料を一切使用せず有機堆肥のみでの栽培した特別栽培米は、オンラインでも販売するなど高付加価値化を進めていく。
近隣の住宅団地、企業団地を対象とした観光農業や貸農園、野菜直売所の開設を検討する。
水稻のほか、他地区とも協働しながら「そば」を栽培・製品化し、近隣施設での販売を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、農地バンクへの貸付け、新規就農者の受入れも検討する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	76.2	%	将来の目標とする集積率
			80.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する団地面積の拡大を進める。(令和17年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
地域全員参加で話し合いを進め、自治会、農会、里づくり協議会、農業法人、農業委員が協力して担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
所有者、担い手意向を踏まえ、農地バンクも利用し段階的に集約する。
(3)基盤整備事業への取組
基盤整備事業は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
既存の経営体の育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
必要に応じて活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
 ②引き続き特別栽培米に取り組む。
 ⑦多面的機能支払制度および中山間地域等直接支払制度を活用し、農地保全に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 17 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考	
利用者		水稻 野菜	1050.1 a	a	水稻 野菜	1050.1 a	a	1		
利用者		水稻	109.4 a	a	水稻	109.4 a	a	2		
利用者		水稻	71.5 a	a	水稻	71.5 a	a	3		
利用者		水稻	29.0 a	a	水稻	29.0 a	a	4		
利用者		水稻	81.4 a	a	水稻	81.4 a	a	5		
利用者		水稻	91.8 a	a	水稻	91.8 a	a	6		
利用者		水稻	260.8 a	a	水稻	260.8 a	a	7		
利用者		水稻	169.2 a	a	水稻	169.2 a	a	8		
利用者		水稻	90.6 a	a	水稻	90.6 a	a	9		
利用者		水稻	201.3 a	a	水稻	201.3 a	a	10		
利用者		水稻 野菜	27.2 a	a	水稻 野菜	27.2 a	a	11		
利用者		水稻	68.2 a	a	水稻	68.2 a	a	12		
利用者		水稻	91.3 a	a	水稻	91.3 a	a	13		
利用者		水稻	151.7 a	a	水稻	151.7 a	a	14		
利用者		水稻	86.9 a	a	水稻	86.9 a	a	15		
利用者		水稻	60.0 a	a	水稻	60.0 a	a	16		
利用者		水稻	80.8 a	a	水稻	80.8 a	a	17		
利用者		水稻	79.4 a	a	水稻	79.4 a	a	18		
利用者		水稻 野菜	109.5 a	a	水稻 野菜	109.5 a	a	19		
利用者		水稻 野菜	68.7 a	a	水稻 野菜	68.7 a	a	20		
利用者		水稻	93.4 a	a	水稻	93.4 a	a	21		
利用者		水稻	149.2 a	a	水稻	149.2 a	a	22		
利用者		水稻 野菜	147.4 a	a	水稻 野菜	147.4 a	a	23		
利用者		水稻	94.2 a	a	水稻	94.2 a	a	24		
利用者		水稻 野菜	112.5 a	a	水稻 野菜	112.5 a	a	25		
利用者		水稻	132.7 a	a	水稻	132.7 a	a	26		
利用者		水稻	88.7 a	a	水稻	88.7 a	a	27		

利用者		野菜	49.7	a		a	野菜	49.7	a		a	28	
認農		野菜 果樹	100.6	a		a	野菜 果樹	100.6	a		a	29	
利用者		野菜	13.1	a		a	野菜	13.1	a		a	30	
利用者		野菜	11.4	a		a	野菜	11.4	a		a	31	
認新		果樹	54.8	a		a	果樹	54.8	a		a	32	
				a		a			a		a		
計	0経営体		4026.4	a		0.0	a	3971.5	a		0.0	a	

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

